

報 人 法 人 豊 島 法 人 会 報

昭和51年11月10日

十一月号

(No. 7)

税制改正要望全国大会

— 全国より代表一、五〇〇名結集 —

去る九月二十四日、全国各法人会代表一、五〇〇名が九段会館に結集し、政府に対する左記要望事項を決議し、陳情を行った。当会からの参加者会長以下二四名。

一、五〇〇万円まで引き上げ、所得七〇〇万円以下の税率を二〇%とすること。

第二 同族会社の判定基準を緩和し、留保金課税及び行為計算否認の規定を撤廃すること。

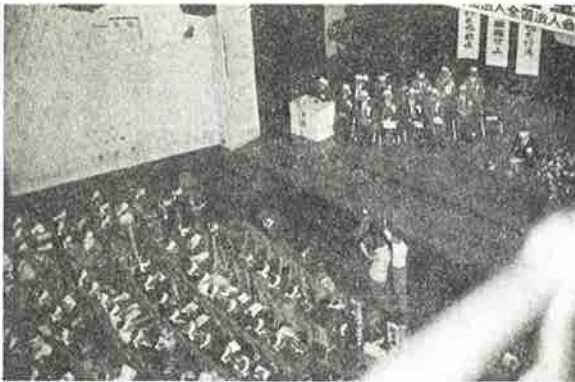
第三 交際費の損金算入限度額の定額部分四〇〇万円を引き下げ、物価の上昇等からみて実情にあわないので、これを据え置くこと。

第四 所得税については、物価調整のための減税が必要であり、特に中堅所得階層に対する税率の累進度の大幅緩和と給与所得の負担軽減をはかること。

第五 住民税、事業税等所得を課税標準とするものは、納税手続の簡素化、徴税費節減のため国税の付加税とすること。なお事業税について、外形標準課税に変更することには絶対に反対する

第六 付加価値税はその影響が大きく、かつわが国の実情に適合し難い面があるので、安易、早急な実施については反対する。

第七 租税負担の公平と経済の実態に適合させるため、各税の細目につき別紙のとおり改正すること。(別紙首略)



◆税制改正要望事項◆

第一 法人税については、企業の体質強化のため、負担軽減を考慮することとし、持こ、逓減税率適用範囲を手折導

目次

税制改正要望全国大会	1
税を知る週間	2
第二回理事会	3
正副会長及委員長会	3
中告指導官の紹介	3
正副支部長懇談会	4
講習会始まる	4
支部別税務懇談会	5
トラック運送部会税務懇談会	5
会社訪問記	5
署だより	6
都税事務所だより	6
法人会はどのようなことを	7
行う団体か(最終回)	7
経理部門の目的つけ相手の打ち方8〜9	8
国民金融公庫の融資制度ご案内	10
会員の声	11
主な事業活動実績表	12
経営診断あれこれ③	12
会員名簿の訂正	13
新規会員の紹介	14
行事予定	14
新型大型保障制度の紹介	15
講習会ご案内	16

「税を知る週間」

11・11(木)～11・17(水)

毎年税を知る週間が設けられ、税に対する啓蒙行事が計画されているが、本年も、税の講演会、モニター座談会、納税表彰式、税の無料相談、其他色々な行事が実施される。

主な日程をあげると左記の通り。

- 記
- 十一月十二日 国税モニター座談会 (十四時～十六時 署応接室)
 - 十一月十五日 税の講演会(署長) (十二時十五分～十三時三十分 東武バンケットホール)
 - 十一月十六日 納税表彰式 (十三時三十分～十六時 東方会館)

◆税の無料相談

東京税理士会豊島支部で次の通り税の無料相談を行います。

- ◎とき 十一月十五日午前十時～午後四時
- ◎ところ 豊島税務経営指導所 西池袋三三〇一四 巢鴨信用金庫駒込支店

◆第二回理事会開催

九月一七日(金) 第二回理事会が巢鴨信用金庫東池袋支店会議室に於いて大森税務署長、法人担当の小田副署長、林第一統括官等のご臨席のもと開催された。会長、署長のあいさつの後議事に入り、諸議案が慎重に検討された。諸議案は次の通り。

- 第一、各委員会及正副会長、委員長会の決定事項承認の件
- 1 収支状況報告
- 2 支部事業費に関する事項
- 3 会費未納分の集金に関する事項
- 4 大型保障制度に関する事項
- 5 会員相互の親睦行事に関する事項
- 6 新設法人に対する入会勧奨に関する事項



開催中の理事会

駒込三三三二〇

三井銀行巢鴨支店

巢鴨二二一一二

朝日生命大塚営業所

北大塚二二七二二

安田信託銀行池袋支店

東池袋二一一二

東池袋二二五二〇

三菱信託銀行池袋支店

西池袋二二四二二

第一勧業銀行池袋西口支店

西池袋二二八一二

東京信用金庫要町支店

要町二一〇

協和銀行目白支店

目白三三一九

三菱銀行東長崎支店

南長崎五二二八八

午前一〇時四十分～一時

出演 中村メイコ

◆テレビ番組

「メイコのくらしと税金」
一〇月から三月までの毎週土曜日(8チャンネル)
午前一〇時四十分～一時
出演 中村メイコ

第二、その他に関する事項

- 1 正副交部長会経過報告
 - 2 講習会等の経過報告
 - 3 税制改正要望大会への参加に関する事項
 - 4 その他
- 特に当日問題になったのは、会費の未入金分を各支部長が集金する事項で議論が百出したが、最終的には一心実施してみることになった。当日の参加者は五二名。

◆正副会長

及委員長会

十月十四日(木) 二時より定例会議が事務局会議室に於いて行われた。会長、署長のあいさつの後、直ちに議題に入り、諸事項が検討された。検討事項は左記の通り。

- 一、報告事項
- 1 会計報告
- 2 事業活動経過報告
- 3 其他
- 二、協議事項
- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。尚、支部に於ける会費の集金分について

◆税金のことは

税務相談室へ
東京国税局税務相談室
豊島分室(豊島税務署一階)
☎ 九八八四八七八(直通)
☎ 九八四二二七一 内線二四九〇
相談は匿名でも結構です。

◆源泉所得税の納付期限をお忘れなく

毎月10日……あなたのカレンダーに何か記入がありますか。え? 何も?……それでは大きくこう記入してください。
「源泉所得税納期日」と
では、納付が遅れた場合はどうなるのでしょうか。経験のある方もいらっしゃるかも知れませんが、源泉所得税の本税に對して一率10%の「不納付加算税」と、納付した日までの利息に相当する「延滞税」とが徴収されることになります。

もし、仮に本税が10万円として納付が6か月遅れたとしますと不納付加算税が一率10%ですから1万円、延滞税が延滞日数に応じて3千6百円合わせて何と1万3千6百円もの付帯税がかかるのです。参考までに、銀行利息と比較してみてください。いかに不利かということがお分かりになると思います。
しかも、この1万3千6百円は、税法上会社の損金としては認められませんから、全く余計な負担といえます。



正副会長及委員長会

ては五%を集金手数料として、直ちに支部に還元し、五%を支部充当費として支部基金に繰入れ、支部の要求により支出することを再確認した。
又従来の門標を新型に変更し作成することを決定した。

◆広報委員会

十月十六日(土) 午後二時より事務局会議室に於いて広報委員会が開かれ、第七号の会報についての検討が行われた。当日の参加者左記の通り。
中垣 忠司(上席)
山本 好(源泉)
溝越 信行
大宮 誠道

◆節税の第一歩は「期限内納付」から

特別制度のお知らせ
従業員は10人未満ですか?
いきなりぶしつけな質問で恐縮ですが実はこれから私が申し上げることは、質問に對して「イエス」とお答えいただいた方だけに関係のある話なのです。
「源泉徴収」という言葉については、皆さん既にご存知でしょうし、また、大勢の方がその事務に従事しておられることと思います。

それでは「納期の特例」を利用されている方はどのくらいいらっしゃいますか?
本来ならば、月々納付しなければならぬ源泉所得税、それを「1月から6月までの分は7月10日までに、7月から12月までの分は翌年の1月10日までに納付すればよい」となり納付にかかる手間が6分の1に減らせるという制度なのです。勿論、この特例は、給料や賞与だけではなく、退職金や税理士報酬等についても対象となり、給与の支払を受ける人が常時10人未満の徴収義務者であれば、どなたでもご利用になれます。
そして、この手続きは、「納期特例の申請書」を税務署長に提出すれば、翌月から適用してよいことになっています。
「事務の簡素化で事業の発展を」といっては少々オーバーでしょうか。

◎税についての御相談は申告指導官へ

会員の皆様、税金のことでお困りの方はいらっしやいませんか。現在税務署には税金でお困りの方々の為に、いつでもご相談に応じて下さる申告指導官の方々が配置されて居ります。そして皆様のご相談をお待ちして居ります。どうか多くの方が気軽ににご相談されることをおすすめ致します。

現在豊島税務署には四名の申告指導官が配置されて居りますが、其の方々をご紹介しておきます。
中垣 忠司(上席)
山本 好(源泉)
溝越 信行
大宮 誠道

▽お問合せ電話番号 九八四二二七一
内線 三三二二三三三

◇各地区正副

支部長懇談会

七月に行われた正・副支部長会に引き続き、八月末より各地区毎に正・副支部長と署長、副署長等の大幹部との懇談会がなごやかに開催され、大成果をおさめて、九月末全部終了した。今回の開催の意義は調査型より指導型へと大きく転換を示しつつある税務当局の方針をふまえて、正しき記帳と適正申告への大目的実現の為に、実りのある事業の推進と模範的な組織の確立に向けて、色々と懇談がなされたことにある。特に署長、三名の副署長、其他の幹部の方々の熱意と誠意に対して、今後の当会役員活躍が期待される。



巢鴨地区正副支部長懇談会

◇講習会始まる

昨年の源泉所得税基礎及実務の講習会に引きつづき、本年は新しい試みの法人税実務講座と源泉所得税基礎講座の講習会が九月より開始された。

法人税、源泉所得税をマスターして、税に関する第一人者を志し、研鑽にいそしむ経理マンや、経営者の人達の真摯な姿が会場をうめつくし、たのもしいふんふんが気かもし出されている。

法人税実務講座

九月七日を皮切りに開始されて既に六



講義中の中垣講師と研修生

回を消化している。開講式には税務署長より、講習会の意義と激励のことばを戴き、研修生一同、研鑽への意欲を充分か

きたてている。参加者は毎回一三〇名程度。

- 講師陣は、
- 豊島税務署第一統括官 林 昭司
 - “ 上席指導官 中垣 忠司
 - “ 指導官 溝越 信行
 - “ “ 大宮 誠道

源泉所得税基礎講座

九月十七日を皮切りに五回を消化して



講義中の二宮講師と研修生

開講式には法人税実務講座と同じく署長に激励のあいさつを戴き、研修生一同意欲充分。毎回一〇〇名内外の参加を見、真摯な研鑽がおこなわれている。

- 講師陣は、
- 豊島税務署第二統括官 二宮善之輔
 - “ 指導官 山本 好

◇支部別税務懇談会

十月四日の長崎一〜六丁目支部を皮切りに開催された税務懇談会は、小田副署長、林第一統括官、二宮第二統括官、中



南長崎1〜6丁目支部税務懇談会

▽投稿募集

- 会報に掲載する原稿を募集致します。
- ▽要望事項
 - ▽質問
 - ▽感想文
 - ▽歌、俳句、其他



アンケートについてのお願い

現在法人会との共催により説明会、講習会等の内容を更に充実したものに、皆様のご期待にそうよう、「皆様方が説明会等で何を求め、何を希望されているか」についてのアンケートを実施することになりました。

このアンケートは、年末調整の書類と一緒に、十一月月中旬に御送付致しますので、よろしく御協力下さるようお願い致します。

なお、ご提出は一月末までお願いしたいと思いますが、年末調整説明会会場又は支払調書等の合計表と一緒にご提出して戴いても差し支えありません。

会費の払込のお願い

「会員の皆様、会費の御払込はもうお済みになったでしょうか。お済みでない方はご協力を賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

◇トラック運送部会 税務懇談会

九月二十日(月) 午後二時より巢鴨信用金庫東池袋支店会議室に於いて、署より小田副署長、林第一統括官、宮武第五統括官、中垣上席指導官等の御出席を戴き、又当会から今井会長、永田副会長並びに多数の会員が参集し、嶋田部会長を中心に、極めてなごやかなふんいきのもとに開始された。



説明中の宮武第五統括官と参加者



目白運輸(株)嶋田社長会見記

会社訪問記

東長崎の駅より南の方へ約五分、大通りに面した四階建ての目白運輸株式会社に嶋田社長を訪問した。当会の理事であり、又トラック運送部会長として、重きをなす同氏は、(社)東京都トラック協会豊島支部長として業界からも全幅の信頼を集めている人。社長とは、二〜三回会合等で接触をもった程度であるが、来意を通ずると、気持よく三階の応接間に通

労務者の中で割合固定した従業員をかかえているとの話であった。之も特に労務対策に力を入れ、食堂、寮等を完備し、福利厚生施設に力を入れて居られる結果と拝察した。業界の最近の状況をお伺いした処、一昨年春頃より漸く景気をとり

戻しつつあるとのこと。業界の経費の中で比重の大きい燃料に大打撃を受けた石油ショックの危機を切り抜け、上昇の気運にある模様。然し景気回復の遅滞と、物価上昇の影響は、この業界でも例外ではなく色々と難問題がある旨伺った。しかし世話好であり、苦勞人であり研究心旺盛な人柄の社長には、之等の難問題をテキパキと解決する人としては最適な人であろう。福井出身、明治三六年十月生れ当年七十三才、今尚矍鑠として第一線で指揮をとって居られる所は全く敬服に値する。トラック協会の事務局長に其の人柄を伺ってみても中々評判が良い。誠実、温厚篤実、卒先垂範、信念の人とべたほめである。目白交通安全協会常任理事を歴任、数々の感謝状を受けられ、其の存在は大きい。之からの活躍が期待される。(T記者)

税務署だより

社長さんと税金

《法人と個人》

社長さんの会社は、勿論青色申告法人だと思えます。特典を利用して合法的な節税を図るのは至極当然のことです。法人企業の九二％は青色申告法人だからです。

ところで社長さんご自身の所得税はいかがでしょうか。社長さんは給与所得者ということになりますが、他に事業所得不動産所得や山林所得がある場合には、やはり青色申告をすることが出来ます。

《とにかく一〇万円》

所得税の青色申告の特典の一つに、青色申告控除というのがあります。みなし法人課税制度を選択しない青色申告者には、一律に一〇万円を不動産所得、事業所得から控除してしまうというものです。すから、青色申告をすることのできない一般のサラリーマンから見ると、チョット首をひねりたくなるようなものですが、でもよろしいのです。所得税の税率は超過累進税率で、一〇％から最高七五％までと定められていますから、税額でも最低一〇万円の節税となります。ましてや、社長さんの場合最低税率ということも無いと思いますし、住民税や、各種の

社会保険料などへのはね返りを考えますと、もっと大きな額になると思います。

《アパート建てるなら

一〇室以上》

もう一つの特典に青色専従者給与というものがあります。所得税法では、生計を一にする親族に給与を支給しても、必要経費に算入しないことを原則としていますが、青色申告者については、専従者給与の特例があります。

これは、貸間、アパート等ならば独立した室数で一〇以上、独立家屋ならば五棟以上など、建物の貸付が事業として行なわれている場合に利用できるものです。

《個人だけだと法人？》

《家賃は乙欄??》

さらにもう一つ、みなし法人課税制度というものがあります。

この制度を選択すると社長さん、不動産所得が、いつの間にか給与収入に変わってしまいます。給与収入ということになれば、当然給与所得控除が働きますから、すなわち節税ということになります。この制度本来の趣旨は個人の企業経営の明確化にあるのですが、

ただし、この制度はやはり建物の貸付が事業として行なわれている場合に限り、青色申告控除は適用されません。

《社長さんへお願い》

青色申告をしている個人の事業所得者は、現在約七〇％で、法人に比べて二〇％も少ないのです。

所得税の青色申告には、推計課税の禁止、更正の理由付記、純損失の繰越、繰戻し、引当金など法人税と同じような特典があるほか、青色申告控除や、事業所得者の場合には、ストレートに使える専従者給与、みなし法人課税制度など独特のものがあることは、さきにご説明しました。

このように良いことづくめの青色申告を知らないで損をしている人が、まだたくさんいることは本当に残念です。知って損をしている人は、いるのです。帳簿のつけ方がわからない、帳簿はむづかしい、といった人たちは、しかし、所得税の青色申告は、現金出納帳と経費帳で間に合う人が大部分なのです。

会社の下請先や、お取引先などの中にまだ青色申告をしていないという人がいましたら、ぜひ社長さんからもおすすめていただきたいのです。

しっかりと帳簿をつけている人ならば、社長さんも安心してお取引ができるのではないのでしょうか。

申告納税制度の基盤といわれている青色申告の普及のために社長さんも一はだ脱いでくださるようお願いいたします。

(豊島税務署所得税第一部門青色申告指導担当より)

都税事務所だより

◆十一月は、個人事業税第二期分の納付月です。今年の八月に郵送した納付書により、お近くの銀行、信用金庫、信用組合、農協、郵便局または都税事務所までまでにお納めください。

なおこの税は、固定資産税(23区内)とともに、口座振替納税制度が利用できます。手続きは納付書と預金通帳にご使用の印鑑を持参のうえ、上記納税取扱機関(郵便局を除く)に申込んでください。

東京都豊島区東池袋一ノ一八ノ一
東京都豊島都税事務所
電(九八二)一一二一一

◇新設法人会の説明会のお知らせ

新しく法人を新設された方々の為に毎月八日に署の地下会議室に於いて説明会を開催致して居ります。新設の方は是非この説明会に出席して戴き、新設の際の大事な点を習得して戴き度いと存じます。尚八日が土曜日又は日曜日の場合は月曜日に開催致します。詳しくは事務局へ。

『法人会はどのような』

「ことを行う団体か」(最終回)

「A支部長」

本会入会の御案内にも、紹介されております、税務署に対する改善意見や要望などの点について、現在までに、実現したものを教えて戴きたいのです。

「今井副会長」(現会長)

之までには、かなりの実績があります。税務行政一般に対する建設的意見の具申は、東京全体のもものでは、毎年一回、東法連の役員と、東京国税局長さんを始めとする税務御当局の幹部の方々とで、意見のやりとりを行っております。

例えば、税務調査の事前通知を図らせることとか、一昨年から税務署に設置された、申告指導官の創設の問題とか、敷居の低い税務署としていただくための数々の諸問題が、その場で討議され、具体的には一つ一つ実現してきております。

「B支部長」

納税道義を高揚させることが、私どもの大きな目標の一つになっております。この言葉は、口で云うのは易いが実際にこれを実行しようとすると、正直云って、それぞれお家の事情があ

り、空念仏に終ることが多いものと考えられます。この運動を推進するため

の何か、よい策はありませんか。

「C支部長」

何年か前に、ある週刊紙で紹介された、大阪の東淀川税務署の例はどうで

しょうか。其の記事によりますと、適正申告をしている会員の自せんに基づき、法人会がその申し出を審査して、太鼓判をおすと、ある期間は税務署の指導官による個別指導がうけられ、その期間をりっぱに修了すると、今でいう優良申告法人並の扱いとなるようでした。

「今井副会長」(現会長)

唯今のお話しは税務署に対し、適正申告を行う会員の推せん制度ということですが、之も今後税務当局で充分御検討をして戴くことにはしたいと思います。

「司会」

本会も社団化して未だ八カ月という処ですが、之からは区内全域の会員の皆さんが等しく会活動の恩恵に浴せるよう、有効適切な事業活動を行うことが必要になってくると思えますが、この点具体的に何か良い方法はないでし

ようか。

「真々部副会長」

そうですね、会員も大企業、中企業、小企業と色々に分類されますので、大、中、小の企業の会員の方々が何れも恩恵を受けられるような、きめの細かい施策が必要となってくると思えますね。限られた予算の枠の中で効果ある事業を行っていく、其の選択の問題は之からの課題でしょうね。

「A支部長」

ところで今限られた予算ということばが出ましたが、区内全域の多数の会員から寄せられた資金が、どのように使用され、収支状況がどのように報告されるのか、其の辺のことについてお伺いしたいのですが。

「田村副会長」(現相談役)

財務担当の私の方からお説明しましょう。唯今もお質問の中にありましたように、多数の会員の方々から寄せられた資金でありますから大切に扱い、合理的に且つ重点的に振り向けていかななくてはならぬと思えますが、其の使用の計画については財務委員会各委員会で作成した計画と予算を検討して、予算案を作成し、其を理事会に提出します。理事会で決定したものは年一回の総会に於いて承認を得、其によって事業を実施していくこととなります。又収支報告についても、毎月事務局より財務委員長及監事に報告され、

其が毎回の理事会に報告されることになりませんが、会員の方々には年一回の総会に於いて報告され、承認を得ることになります。

「A支部長」

良くわかりました。限られた予算といても、会員の増強がうまくいき、会費の入金が予定通りいくと、相当な資金が出来るわけで、其によって事業内容も効果的なものが実施出来ることになりそうですね。

「今井副会長」(現会長)

そうですね。之からは会員の増強、会費の集金、適切な事業、この三つをどのようにうまくこなしていくか、之からの研究課題でしょうね。

「司会」

大部焦点がしぼられて来たようですが、この三つの点を一つ一つ検討していても、議論百出で直ぐには結論は出て来ないと思えますし、又他の法人会で試みて成功した例も今後参考にしていけるのも一つの方法だろうと思えますので、今日はこの辺で終りにしたいと思います。いかがでしょうか。

「全員」

そうですね、時間も大部超過致しましたし、そうしましょう。

「司会」

長時間どうも有り難度うございました。

経理部門への目のつけ所 手の打ち方

田中要人
(会社業務総合研究所長)

経理の乱れは経営の乱れ

一般に、経営者の傾向として、商品を売ったり、作ったりすることには眼を向け、また、手を尽くすが、経理面にはあまり留意しない。あるいは、判ろうとしな人が多し。確かに、商品を買ったり作ったりすることは、直接収益を生み出す源泉であるから大切だが、一面、経営は経理のセンの上で成立し動いて収益を出すのであるから、いくら「いいもの」「売れるもの」を持っていても、それだけで経営は成立しない。

「経理の乱れは経営の乱れ」とよくいわれるが、せっかく業績を上げて、経理面からダメにするケースがよくある。経営者としては、広い意味で、カネの動き、損益の調整、即ち経理を重視すべきで、製造や営業がいくらすぐれていても、経理がうまく処理されなければ、結果において利益をつかめず、減益や赤字にしてしまうことになる。殊に、低成長、長期不況下においては、経理のツジ

ツマを合わせる事が最も大事となる。では、以下に、経営者として経理に対する目のつけ所、手の打ち方の要点を摘記してみよう。

経理担当者は腹心がよい

まず経理の担当者であるが、中小企業においては、特によい経理人の選定が大切である。大会社の経理とはやり方が違うので、大会社にいた人が向くとはいえない。経理担当者の選任をあまりと、ある意味で、経営者の行動を束縛したり、足をすくうようなことになりかねない。形の上ではキチンとしていても、経営者の金の出し入れや使い方について、小さなことでいちいち抵抗するような経理担当者があるが、これはまずい。表向き処理はうまくやって、カゲで適当に処理し、それで通らないときは、おだやかに意見を述べて、やり直してもらおう。そういう方法でやってもらいたいものである。

ある同族会社の経営者が別会社を作

り、経理担当者に、おとなしくしてしつかりした若い女子社員を置いた。社長が現金を十万円出してくれという、素直に出す。そして、あとで取扱いを聞いて適当に処理する。その金の使途は、経営者の私用ではなく、もちろん社用である。経営者の金の使途には、とかくあまり表沙汰にできない微妙なものもある。しかし、あとで上手に処理していく。これで業務はスムーズにはこぶのである。

要は、会計的な知識だけでなく、経理の実務によく通じ、誠実でコマメで、話のわかった者、できれば腹心の社員がよい。殊に、中小企業同族会社の実情に通じた者がよい。ある優れた若い社長のことであるが、四つの子会社を作り、四人の子飼いの幹部にそれぞれ会社の代表権を与えて十分に働かせている。この四人にはワイフまで世話しているが、各自が会社で大きな仕事ができる権限と自由に使える予算を与え、その社長自身も、思うように経理の支出ができるようにしている。

会社の社員が十人、二十人の時代から、三百人、五百人と規模が大きくなってきた場合は、単に税務や財務会計だけでなく、管理会計が必要となるわけで、監査、内部牽制の仕組みなどをよく考えて処置しないと、運営を失敗するケースが多い。

社内不正を防ぐ経理制度

分の印を押捺しているが、この金額は間違いないのか、なぜこれだけ必要なのか、なぜそんなに買ったのか、その根拠も妥当性もわからず、全くの言判である。そして、「黙って印判を押しているが、よく考えてみると心配で、夜もおちおち眠れないことがある」と、こぼしたことがある。

しかし、社長たるものは大筋を間違いないように抑えていなければならぬ。例えば経理担当者や仕入担当者の協議によって、仕入関係の支払先別の支払予定表を作らせ、両責任者が捺印したものを提出させる。そして、両者の説明を聞いたうえで社長が捺印する。また諸経費については、納品書、請求書の取扱責任者と経理担当者が協議して両者が捺印し、さらに支払予定表を書かせて提示させ、社長が事前に検討して承認印を押す。小切手は、社長が各欄の記載事項をいちいち照合して捺印する。こうすれば内容がわかるのである。

収入の管理については、営業部門の部長や課長に入金予定表を作らせ、集金の際にチェックする。さらに、収入と支出の管理については、社長がその計数と傾向を押えておく。こうして、全体の状況を現実の数字と傾向によって把握していくことが大切である。

損益管理は、損益統計表を作らせ、不正の起らないように組織的、体系的に各種の統計表、明細表、分析表を作らせてよく検討し、これを幹部会議、常務会議

会社の機構として、幹部の性癖や傾向と業務上の必要性をよく見て、経理制度を確立することが肝要である。ある会社では、営業部門に売上げの計算と請求をさせていた。ところが営業部門内で、月間の売上入金五千万円前後のうち三、四百万円ほど浮貸をして、月五%から一〇%の利子をかき取っていた。しかし、そのうち貸付先に二、三百万円の貸倒れが出て、不正がばれたことがあった。これなどは機構制度の不備によるものである。その後、かなりの抵抗はあったが、計算と請求の業務を経理部門の所管に移したところ、そうした不正が完全に防止されたのである。

また、某製菓会社は数店の支店を出していたが、ある支店が滞貨や貸倒れがあると本社に報告してきた。そこで、本社の経理部員が直接調査して取立てに行つたところ、貸倒れになったはずの金は既に支店長に支払われていることが判つたのである。つまり、本社には貸倒れということで始末して報告し、あとで取立てた分を支店長が着服していたのである。これも経理制度のまずい一例であろう。

支店の滞貨や貸倒れの管理と処理は本社の経理に移すべきものである。また、仕入代金の支払いにしても、納品書、請求書、領収書等の各種証憑書類をそろえて支払をしないと、返品した分まで支払つたり、担当者が外注先と組んでピンハネするなど、いろいろ不都合なことが起りやすい。会社業務の各方面において、経

に諮って、種々検討のうえ指示し、利益増減の事実と原因を承知しなければならぬ。先行する投資や経費の抑制、つまり将来への戦略的措置をなおざりにしたため、みすみす会社をつぶすようになった社長も多いのである。それには、経理諸表の組織的、分析的な体系を必要とする。これが経理の計算面の重要な役目である。

経理の担当者には、誠実な実務家らしさと細かい処理の正確さ、精密な処理とその巧妙さが必要である。殊に会社が大きくなるほど、経理上の観察と記録に複雑さを加えてくる。そして、経理の処理と管理の二重または多重構造、収支と損益の長期的な読みと戦略、さらにこれらを前提としたりして社長は、大所高所から経理をおさえることである。

(法人の実務九月号より転載)

◆「法人の実務」の 講読のおすすぬ

全国法人会総連合刊の「法人の実務」は内容豊富な会報であり、ご希望の方に毎月無料でお送り致しておりますが、未だ一部の方だけしかお申し込みを戴いて居りませんので、多数の方々のお申し込みをお待ち致します。

申し込みは端書で事務局へお願い致します。

理上の間違いの起らぬような制度を確立しなければならぬ。

経理の処理と管理を分離

会社の広い意味での経理面において、機構上、経理の処理と、あとの管理とを二つに分ける必要がある。例えば、万年筆の輸入販売をしている某社では、社長直屬として課長級の監査係を置き、一か月か二か月に一回、各支店や関連会社を巡回させて、書類や帳票類および在庫の調査、入出金のチェックをさせている。つまり、処理と管理とを分けているわけで、これにより、処理と管理がスムーズにはこんでいる。

製造会社においては、材料の購入と保管は材料課で行い、製造課はその都度、伝票を切って材料課へ提出したうえで材料の払出しを受け、製造した製品は伝票とそろえて製品課へ渡す。製品課はこの製品を保管し、伝票による請求で営業課へ渡すのである。処理のケジメをはっきりしておく必要がある。

ある皮革会社のことだが、高価な原皮が月に五枚、十枚と消える。これは相当地な損失である。そこで材料、製造、営業各部門の処理手続を明確にしたところ、そうした不都合がなくなった。つまり、何を何箇作るから、原皮が何枚必要だとか、何日まで何箇売るから何日までに製品が何箇ほしいというように、関連部門の処理を組織的にしたわけである。

報酬で取らず経費で落す

経営者の中には、会社が支払える経費を経営者個人で支払っている人が多い。しかも、そうした支払分を報酬で取るので、税金を多く取られる。例えば、旅費の日当は一日五千円から一万円くらいは会社の経費として当然落せるにもかかわらず、一般の規定や取扱を調べもしないで、一日千円くらいに決めていた。事実千円くらいではどうにもならない。それに出張が多いと大きな額になる。それだけ報酬を多く取って税金を多く支払ってつまらない。

細かい実務的な経費節減とその管理は、もちろん経理担当者に行わせ、社長としては企業全体に目をくばり、収支損益を総合的に把握し、その上に立って将来への読みと戦略をもつて、販売、製造、購買、資材管理、投資などの収支管理、損益管理を行うことが大切である。

こうした大きな読みをしないで、細かな計数の間違いや計算間違いなどに文句をつけて経理担当者をいじめようでは、企業の運営は望めない。社長としては、所要所の統計表、管理表とその数値の分析や実地の調査が必要である。

笑うに笑えない社長哀話

これは笑うに笑えない実話だが、ある社長は毎月十枚かの小切手や手形に自

国民金融公庫の融資制度のご案内

国民金融公庫では、中小企業のかたがたに年末融資をはじめとして、次のような各種の融資を行なっています。年末はおしせまりますと、混雑が予想されますので、お早目にお申込み下さい。

●普通貸付(年末貸付)

○ご利用になれる方

- 資本金一、〇〇〇万円以下、又は従業員一〇〇人以下(商業・サービス業は五〇人以下)の企業
- 資金の使いみち
- 運転資金及び設備資金
- 融資額
- 一、〇〇〇万円以内

- ご返済期間
- 運転：五年以内、設備：七年以内
- 保証人：一名以上
- 担保：原則として五〇〇万円以上の場合が必要
- 利率：年八・九%

●食品貸付

○ご利用になれる方

東京都豊島区南池袋二丁目二六番五号
都民興業池袋ビル三、四階
国民金融公庫池袋支店
電話(03)九八三二二二(代)千川
申込相談係

- 食料品小売業：青果・魚介類・米穀・酒類・乳類各小売業
- 食料品製造小売業：パン・めん類・とうふ・水産練製品・漬物・そうざい・菓子・乳酸菌飲料各製造業
- 総合食料品小売業
- 資金の使いみち
- 店舗、機械などの設備資金(運転資金については上述の普通貸付にてお取扱いたします)
- 融資額
- 一、八〇〇万円以内

- ご返済期間：一〇年以内
- 保証人：一名以上
- 担保：原則として五〇〇万円以上の場合が必要
- 利率：年八・九%ですが、設備により八・五、八・〇、七・五、七・〇%の融資もあります。

このほか各種の融資制度があります。詳しいことは直接左記にお問い合せ下さい。

会員だより

法人会に加入したよろこび

洋明化学 河野 伊久枝

一年前迄の私は、税務署の調査と聞きますと、大変憂うつになったものでした。そして税務署の門を入りますのにも何となく抵抗を感じ、心象しくとは、いきれませんでした。その様な私の垣根を取り除いてくださったのが、法人会と中垣上席指導官です。

昨年の夏、中垣上席指導官が、何時もの調査に、お見えになったものと思ひ、税理士共々、お待ち致しておりました。久々の調査で、私も緊張致しておりましたところ、税取立てという堅い袴をお脱ぎになった、ご親切な御指導を頂き、後々まで心暖まる思いを致しました。法人会から講習会のお知らせを頂きましたのは、その様な事がございました後でしたので、早速源泉所得基礎・実務両コースを受講させて頂きました。そして、知らないでいたら、会社のマイナスになる様な、合法的な節税方法等きまかに御説明があり、受講して本当に良かったという感を、深く致しております。つづいて、現在も法人税実務講座を勿論受講させて頂いております。

この様な講習会はもとより、地区別懇談会等、少なからぬ恩恵に浴し、その保護のもとにあることを、大変しあわせに存じております。小さな法人ではございますが、豊島法人会の名を汚さぬ様、正しい申告をつづけていきたいと存じますので、今後共宜しくお願い申しあげます。又、このしあわせを一人でも多くの方が、分かちあつて下さることを、切にお祈り致しております。おわりになりましたが、法人会の幹部の方、税務署の講師の先生方に心よりお礼申し上げます。

明日を思う

星光印刷 霜田 政 嬉

どんなに小さな社会の中でも、人の世話が出来るといふことは嬉しいことである。近隣の付き合いから地域社会への交り、そして業界の中から生れて来る扶け合いは特に意義深いものがある。

もう古い話になるが、例の会員増強運動の際、名簿片手に未加入法人を訪ねた日頃顔見知りの御人で「君の顔を見て断る訳にもゆくない」と心よく加入して呉れた知人は有難いが、皆んなの生きる為のよい社会作りをしたい、そのためには貴方の協力が必要であり、その事は又貴方の生業の利益のために他人が助力してくれるであろう、とこれまでの話には笑顔の御人も「税務署」だの「法人会」と

- ネームプレート
- バッジ
- 記念品
- 彫刻
- タイ止め
- 腕章
- 会員証
- 名札
- メダル
- 旗
- ステッカー
- 標札
- トロフィー
- 楯・カップ
- 垂れ幕
- アクリルバッジ

ご用命は当社へ



262-0525

〒102 東京都千代田区三番町24

言う言葉を耳にすると急に緊張され「地域社会の事ではお世話になつて居るが、この事は別です、考えさせてくれ」と遠回しに話された時は、説得出来ない自分を惨めに思った。

然し私を含めた皆んなの利益のために日参をした甲斐あつて、加入して下さった現会員の方が多くいられる。

先日用があつて法人会事務局を覗くと目まぐるしく諸問題に取り組んでいる。幹部役員は地声かどうか知らないが、口角泡を飛ばし、手を振っている。何を討議しているか知る由もない。此の事務局の人や役員が私の事務所へ働いてくれたら当社は儲かつて儲かつてたえられないだろうと思わず笑つた。だが現実には中きびしい。あの幹部の真剣な議論が結実し、私共会員の手許に数字となつて喜び合える日の近からん事を期待している

酔こそ寿

旬つかれ 長田 正 松

この世に不老不死の薬があつたらと、どなたも一度はこんなことを考えることがあるのではないだろうか。しかし、これは夢と同じで見込みがないでしよう。それなら、せめて不老不死に近いものならどうでしょう。たとえばなかなか病氣もせず、いつも若々しく、美しく元氣

で、少しくらいの事では疲れずヘタばらず、その上最後の最後では完全なる老衰死で眠るが如く死ぬるものがあつたら、ご安心下さい。それならあります。決して夢ではありません。

しかも決して高いものでなく、手に入れないものでもありません。即ちこの家庭にも必ずある酔がその為になるとは聞いたこともあるようだが本当かしら

または「酔だなんてとんでもない。酔は酸で血液を酸性にするし、骨や歯を溶かす毒だと聞いている。冗談もホドホドにしる」と僅かですが、このように怒る方もいらつしやることでしょう。

しかし酔は体に大変良いどころか、絶対必要です。ここに絶対と書きましたのは、理論的には昭和二十八年と三十九年度の二度のノーベル賞受賞の理論で酔の重要性は極めて明確です。

また経験的には、「酔こそ不老長寿の元」とは我國の神話を集めた古事記、日本書記にあることです。

しかも僅か二時間で効果は明らかですし、その上安く、さらに酔を上手に使うことがおしいさの元ですから、これほど有難い健康法は滅多にないのです。このように酔の理論は、私達日本人にとつては、先祖よりの尊い遺産、民族の智慧であるばかりか世界中に誇り得る、また世界中に宣伝して教えてあげるべき最高の健康法なのです。

◆ 会員名簿訂正 ◆

会員名簿を下記のように御訂正を願います。

Table with 4 columns: Member Name, Address, Phone Number, and Business Type. Lists various members and their details.

昭和51年9月～10月主な事業活動実績表

Table with 4 columns: Date, Activity Name, Location, and Status. Lists various activities and events held during the period.

経営診断あれこれ③

あなたの会社のアラ利益はいかがですか。
一般に売上高に対し、どのくらいの売上総利益があるかを知る為に左記のような計算でアラ利益を算出して居ります。

売上高総利益率 = (売上総利益 / 売上高) x 100%

売上総利益は第一次アラ利益といわれ、営業活動で最初に出る利益で、営業費と純利益をまかなう重要な利益といえます。
またここで注意したいのは、売上高総利益率というような比率のみに目を奪われると、収益性の実態把握に誤りをおかしやすいことです。つまり売上高総利益率が同じでも、売上高の相違で、其の総利益は異なってきます。

売上総利益II損益計算書の売上総利益
売上高II損益計算書の売上高

九月決算申告書提出をお忘れなく

提出期限が十一月末でありますので、期限内に提出されるようお願い致します。

「事務局をのぞく」②

用件を済まし雑談していると、今井会長が現れた。「ヤア今日は」会長も仲々の元気で威勢が良い。毎日一度は必ず事務局に現れるという。今日は早いおでましのよう。でも最近は何々忙しく、あちこちと精力的に動きまわっているのだから、事務局に居る時間も非常に短くなった。しばし会長と局長との打ち合せがつづく。又電話がなりひびいた。女子職員が受けて局長につないだ。「銀行ローン」のことらしい。会報をみての問いあわせらしい。事務局へ訪ねてくるということまで電話がされた。

又、電話が入った。今度は署かららしい。局長が受けて色々打ち合せをしている。でも緊急の用で電話では済まされならしい。「署へ行く」ということで電話は切れた。
局長が会長へことわって署へ出かけた。残った職員はこつこつと資料づくりに大奮である。M副会長が先般の会合で事務局へ行くと、全く印刷工場のようにすと話していたが、全くそうである。
会長に事務局もせまくなつたんじゃないですかと聞かけると、「そうですね早く会館をつくり、会員がいつでも訪ねて来て、活用するようにならないと、本当じゃないですよ」と会館づくりに意欲的である。色々目算があるらしい。
「今にみて下さいよ。必ずつくりますよ」頼もしい話である。(N理事)

税金のことならなんでもわかる!!



発行日 毎週月曜日
タブロイド判
購読料 1か年 3,000円

「税」のことなら
商人には
絶対に
欠かせない
参考書
です。

税のニュースと解説
大蔵省、国税庁、局、署の動向
実務
法人税の申告ミスゼロ作戦
節税戦略の秘訣
経営
地元金融機関の上手な活用方法
個人青申告者のための経営分析
と読物
職場で出来るトリム運動
業種別税務調査の受け方
事件、ニュース(社会面)
その他、調査、決算、すぐ役立つ
ニュース、読物でいっぱいです。

発行所 東京都千代田区三番町30番地2
(財)大蔵財務協会
税のしるべ総局
振替貯金口座・東京179460番
TEL (03) 265-4141

購読申込カード

「税のしるべ」を 月から一カ年間
購読しますので申込み致します。

昭和 年 月 日

住所
氏名

(所属団体)

御中

Form with checkboxes for subscription options: 備考, 契約, 配達方法, 新聞販売店送規統.

豊さん 島さんの税務相談コーナー

★新規会員のご紹介★

※ 新たに入会されました会員の方々をご紹介致します。

法 人 名	代表者名	住 所	業 種	電 話
丸 善	善 入 邦 昭	上池袋2-2-15	建築, ガラス工事	915-3491
丸 平 鶴 屋 呉 服 店	平 沢 銀 市	池袋2-4	呉 服	985-4529
中 央 興 発 懶	田 上 義 夫	雑司ヶ谷3-7-2	不動産, 金融業	984-4019
協 栄 生 命 田 無 支 社	慶 田 悦 朗	田無本町1-1-9	生命保険業	(0424)63-3590
剛 栄 開 発	井 上 凱 雄	西池袋1-28-6	バー経営	985-1907
プ レ イ 観 光	吉 本 脩 二	東池袋1-42-4	バー経営	987-3651
テ ク ニ ラ ボ	高 木 清 三 郎	駒込1-3-15 菊水ビル	電子工業用機器製造業	943-3613
丸 豊 産 業	清 水 芳 男	巢鴨2-4-3	飲 食 業	917-0816
フ レ ン ド リ ー 懶 東 京 出 張 所	石 田 陽 美	東池袋3-13-17小島第三ビル	貴金属記念品全般	985-5910
伊 豆 水 産	影 山 康 弘	南池袋2-11-2	水 産	981-9310
第 一 興 業 懶	飯 島 保	南長崎3-6-17	クリーニング業	953-1428
東 京 サ ン ド	福 間 一 郎	東池袋2-63-1	サウンドウイッチ, 弁当製造販売	988-0381
里 中 満 智 子 事 務 所	里 中 和 子	南池袋2-40-1	原画, 広告画, 詩作, セッセイ	982-7739
ト ー ヤ マ	山 口 清 勝	雑司ヶ谷1-48-9-307	切削工具, 測定, 治工 具製造販売	985-5395
剣 工 業 懶	栢 野 栄 一	南池袋3-13-15	電子部品製造販売	0484-56-2010

役員報酬、賞与、退職金に対する税務上の取扱い(Ⅲ)

役員退職金は必ず損金経理で!!

高田さん ところで退職金を損金に計上すると、決算利益が大巾に減少してしまい、営業上、特に金融対策上好ましくないの、申告書別表(四)で減算することは認められません。

豊さん 最初に申しましたとおり「損金経理」が要件になっておりますので、別表で減算することは認められません。

高田さん 「損金経理」とはどのようなことですか。

豊さん 損金経理とは「確定した決算において、費用または損失として経理すること」をいいますから、先ほどの申告書別表(四)で減算することは、損金経理をしたことにはなりません。

高田さん なるほどよくわかりました。そうしますと、退職金が具体的に確定した事業年度で仮払金で処理しておき、翌期以降利益が多いときに仮払金を消却して損金に振替えるということも認められないのでしょうか。

豊さん 退職金が具体的に確定した事業年度において損金経理しなければ認められません、ご質問のように仮払処理しておき、翌期以降において損金経理をしても認められませんので注意してください。

高田さん そうしますと、資金繰りの関係で、役員退職金の全額を一時に支給できない場合には、株主総会で決議するのを資金ができるまで見合わせる必要がありますね。

豊さん その必要はありませんね、資金的に実際に支給できない場合には、具体的に確定した事業年度において損金経理により未払金を計上し、その後その未払金を取りくずして支給することにすればよいわけです。

前号(法人会報5号, 6号)まで役員報酬、役員賞与についてご説明いたしましたが、今回は役員退職金について高田さんからのご質問にお答えしたいと思います。

役員退職金が損金となるのは?

高田さん 役員に退職金を支給しても、損金にならない場合があると聞きましたが、具体的にどのような場合に損金と認められないのでしょうか。

豊さん 役員退職金が損金となるのは、①退職した役員に②株主総会等の決議により具体的に支給額が確定した日を含む事業年度に③損金経理の方法で支給することが要件となっております。

高田さん そうしますと、退職した役員に退職金を支給しても、株主総会の決議がないと損金とは認められないということですか。

豊さん そうです。実際に退職金を支給しても、株主総会で具体的に決議されるまでは、損金にはなりませんので仮払処理しておき、株主総会の決議があった事業年度で損金に振替えられるのがよいと思います。

高田さん 退職した役員には、なるべく早く退職金を支給してやりたいと思いますが、株主総会まで待たねば損金とならないとなると困った問題ですね。

豊さん 期中に退職した役員退職給与をその期の損金とするためには、その期に臨時株主総会等を開催し、退職金の額を具体的に決議するという方法をとればその期の損金になりますよ。

高田さん なるほど、臨時株主総会という手がありましたね、大変よいことを聞きました。

▷ 昭和51年11月以降行事予定 ◁

(日 時)	(行 事)	(場 所)
11. 8 13.00~16.30	新設法人説明会	曙地下会議室
11.11 " "	決算法人説明会	"
11.24 13.00~16.00	(源)年末調整説明会	東京信用金庫本店ホール
11.26 " "	"	三菱銀行大塚支店
11.29 " "	"	"
12. 1 " "	"	豊島公会堂
12. 2 " "	"	三菱銀行東長崎支店
12. 3 " "	"	"
12. 6 " "	"	富士銀行目白支店
12. 7 " "	"	"
12. 8 13.30~16.30	新設法人説明会	曙地下会議室
12.13 14.00~15.30	理 事 会 (予定)	"

認められることになっております。

高田さん 実質的に退職したのと同じような事情とは具体的にどのような場合でしょうか。

豊さん 例えば、常勤役員が非常勤役員になる等職務の内容が著しく変わったこと、変更等の後における報酬が激減（おおむね50%以上の減少）したこと等をいいます。

高田さん そうしますと、社長であった父が会長になり、長男が社長に就任したような場合、会長の報酬が50%以下に減少すれば退職金を支給した場合に損金と認められるということですね。

豊さん これはむずかしい問題ですね、前社長が非常勤の会長になり、報酬の額も50%以下に減少したような場合であっても、代表権があるとか、代表権はなくても、会社経営上の実権を引続き握っているような場合は問題がありますので注意していただきたいと思います。

また、実質的に職務の内容は変わっていないのに形式的に専務を退いて平取締役となり、利益調節のために退職金を支給するような場合も損金には認められないことになります。

高田さん なるほど、利益調節のために退職金を支給しても認められないということですね。

豊さん 実際に退職していなくても退職金として認められる場合がもう一つあります。

例えば、使用人が役員に昇任し、使用人であった期間を対象に退職給与規程に基づいて支給する場合も退職金として認められます。

高田さん その場合の退職給与引当金はどのように処理することになりますか。

豊さん 当然、前期末における退職給与の要支給額を取りくずして、益金に戻し入れしなければなりません。

ただし、役員に昇任しても使用人分の退職金を支給しなかった場合には、その者が実際に退職給与の支給を受けるまでは、退職給与引当金の取りくずしをしなくてもよいことになっております。

高田さん 退職金についての法人税の取扱いはよくわかりましたが、退職金を支給した場合の源泉所得税の関係についてお願いします。

退職所得の受給に関する申告書を提出しないと損をする!!

島さん 退職金を支給する場合には、必ず本人に退職所得の受給に関する申告書を提出させていただきます。

もし、提出がないと退職金にかかる源泉徴収による所得税が多くなることとなります。

高田さん 退職所得の受給に関する申告書を提出しなかった場合どの程度高くなりますか。

島さん そうですね、申告書を提出すると退職金の支給額から退職所得控除額を差引いた残額に税率を乗じて税額を算出することになりますが、申告書の提出がないと退職金額に対して20%の税額を乗じて算出されますので、税負担が多くなります。

※退職所得の受給に関する申告書を提出しなかった場合 $\text{退職金額} \times \frac{20}{100} = \text{税額}$
 提出した場合 $(\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$

高田さん ところで退職所得控除額はどのようにして算出するのですか。

島さん 勤続年数を基に計算するのですが、勤続年数20年以下の場合は1年当り25万円、20年を超える部分については1年当り50万円の控除ができます。

これを表で示しますと次のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	勤続年数×25万円
20年を超える場合	500万円+50万円×(勤続年数-20年)

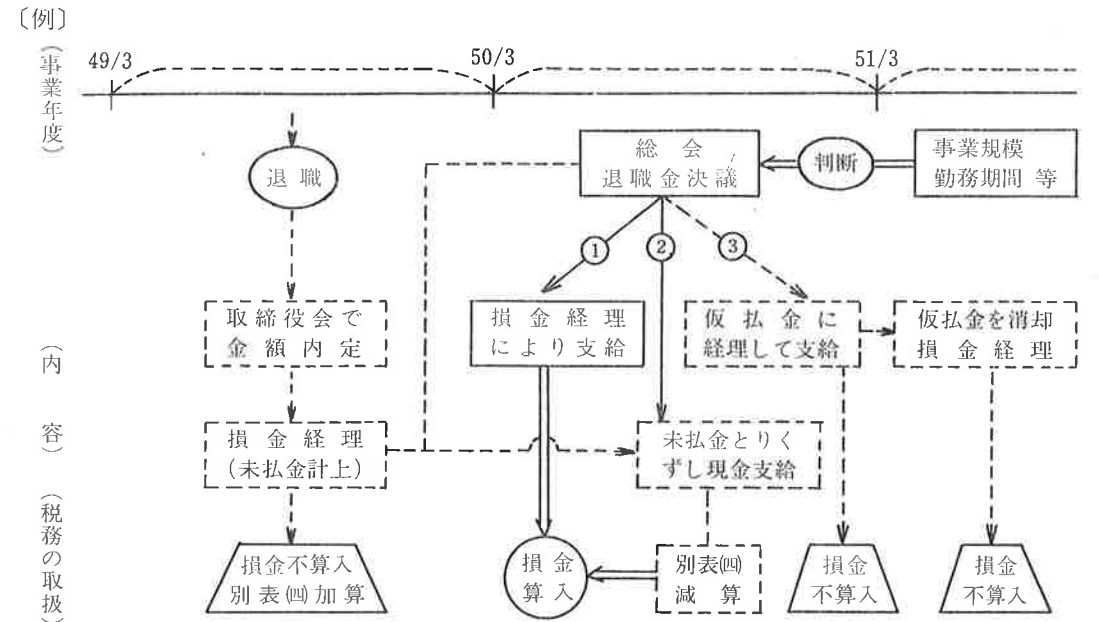
(注) 勤続年数に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて計算します。

高田さん 先ほど不相当に高額な退職金は、損金にならないということですが、この場合の源泉徴収による所得税はどうなりますか。

島さん 不相当に高額と認められる場合には、法人税の所得の計算上は損金と認められませんが支給を受けた本人にとっては高額な部分も退職金には変りはありませんので、通常の計算によって退職所得の課税が行われます。

高田さん よくわかりました。色々わかりやすく教えていただきありがとうございました。

役員退職金損金算入の時期



これまでのご質問についてわかりやすく図で示しますと上図のようになります。

高田さん 株主総会で決議された事業年度で、損金経理で支給しなければならないことはよくわかりましたが、ほかに気をつけることはありませんか。

過大な役員退職金は損金とならない!!

豊さん これは役員報酬でもご説明しましたが、支給した退職給与の額のうち、不相当に高額な部分の金額は損金と認められないことになっております。

高田さん 不相当に高額な部分の金額はどのように判断したらよろしいのですか。

豊さん 不相当に高額かどうかは、まず(イ)法人の業務に従事した期間、(ロ)その退職の事情、(ハ)その法人と同種の事業を営む法人で、その事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、相当であるかどうかを総合的に判断することになりますが、退職した役員に何かの理由でなるべく多くの退職金を支給したいという場合には、税理士の先生か、税務署にご相談されることをおすすめします。

退職金は社宅(現物)などでも支給できる

高田さん 退職金を支給する場合、資金繰りの関係で、現金を支給することができない場合、それに代えて会社の資産(社宅等)で支給してもよいと聞きましたが、この場合退職金の額は帳簿価額によるのでしょうか。

豊さん 退職金を社宅等で支給する場合の退職金の額の算定は帳簿価額ではなく、時価を基礎として算定することになりますが、評価のしかたによって過大退職金との関係もありますので注意を要します。

実際に退職していなくても退職金として認められる場合がある

高田さん ところで常勤役員から非常勤役員になった際に、退職金を支給するような場合に、その役員が実際に退職していない場合であっても損金として認められると聞きましたが、本当でしょうか。

豊さん 役員の方掌変更等で実質的に退職したのと同じような事情にある場合の退職金は損金と

新型大型保障制度の御紹介

成人病・災害・入院給付金付 貯蓄共済制度

- 入院
- 成人病(ガン、心臓病、脳卒中) 1日 30,000円
 - ご本人災害(交通事故、一般災害) 1日 20,000円
 - 奥様・お子様災害(交通事故、一般災害) 1日 12,000円

- ◇ 傷害給付 本人 50万～4,000万 奥様・お子様 30万～300万
- ◇ 災害死亡 4,000万 成人病死亡 2,300万 普通死亡 2,000万
- ◇ 満期時 400万+増加満期金+特別配当金

★ 特 長

- ◇ 保障額、満期金等の目減り補償を導入した画期的な制度です。
- ◇ 御主人の御加入により家族ぐるみで入院、災害保障されます。
- ◇ 女性の掛金は平均寿命の伸長により割安となります。
- ◇ 成人病入院の際は本人高額給付されます。
- ◇ 掛け金は掛け捨てではなく満期時迄、貯蓄され多額の受取りとなります。

取扱い会社

協栄生命田無支社

田無市本町1-1-9

TEL 0424(63) 3590

0424(92) 3360

◎ 講習会日程表

(十一月以降)

法人税実務講座

第七回 十一月 二日(火)

第八回 十一月 九日(火)

第九回 十一月 十六日(火)

第十回 十一月 二十二日(月)

源泉所得税講座基礎コース

第六回 十一月 十二日(金)

第七回 十一月 十九日(金)

◎ 支部別税務懇談会の日程

十一月一日(日) 東池袋二丁目支部

(巢鴨信用金庫東池袋支店)

十一月四日(木) 池袋一、四丁目支部

(第一勧銀、池袋西口支店)

十一月八日(月) 東池袋一丁目支部

(巢鴨信用金庫東池袋支店)

十一月九日(火) 西池袋一、二丁目支部

(第一勧銀、池袋西口支店)

十一月十二日(金) 東池袋三、五丁目支部

(巢鴨信用金庫東池袋支店)

十一月十五日(月) 南池袋一、四丁目支部

(安田信託、池袋支店)

十一月十七日(水) 西池袋三、五丁目支部

(第一勧銀、池袋西口支店)

十一月十八日(木) 池袋本町一、四丁目支部

(第十一出張所)

十一月二十五日(木) 上池袋一、四丁目支部

(王子信用金庫巢鴨支店)

《速報》

通勤手当の非課税限度額が引上げられました!!

所得税法施行令の改正に伴い、下記のとおり通勤手当の非課税限度額が引上げになりました。

区 分	課 税 さ れ な い 金 額		
	改 正 後	改 正 前	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1月当りの合理的な運賃等 (最高限度14,000円)	1月当りの合理的な運賃等 (最高限度11,500円)	
② 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道15キロメートル以上である場合	4,600円 (その交通用具を使用している人が交通機関を利用したとしたならば負担することとなる1か月当りの合理的な運賃等が4,600円を超える場合には、その運賃等 (最高限度14,000円))	4,200円 (その交通用具を使用している人が交通機関を利用したとしたならば負担することとなる1か月当りの合理的な運賃等の額が4,200円を超える場合には、その運賃等 (最高限度11,500円))
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	3,300円	3,100円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	1,700円	1,600円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)	(全額課税)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当りの合理的な運賃等 (最高限度14,000円)	1か月当りの合理的な運賃等 (最高限度11,500円)	
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当りの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度14,000円)	1か月当りの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度11,500円)	

この通勤手当の非課税限度額の引上げは、昭和51年10月25日以後に支払を受けるべき通勤手当のほか、昭和51年4月1日以後に支払を受けるべき通勤手当についても遡及して適用されますが、

- ① 昭和51年3月31日以前に受けた通勤手当
- ② ①の通勤手当の差額として追加支給されたもの
- ③ 昭和51年3月31日以前に支払を受けるべき通勤手当で同年4月1日以後に受けたもの
- ④ ③の通勤手当の差額として追加支給されたもの

については適用されませんので注意を要します。
なお、昭和50年4月1日から同年10月24日までの間に受けるべき通勤手当で、同期間内に支払われたもの(上記①～④に該当するものを除く)についても引上げ後の非課税限度額が適用になりますので、これらの通勤手当のうち、旧限度額により課税処理されている場合には、過納額が生じることになりますので、本年の年末調整において給与総額から新たに非課税となる部分の金額を一括して控除することにより、精算することになります。

講習会のご案内

源泉所得税講座実務コース

52年1月開講 (1月~4月) 1回2時間・10回

本コースは、現実に源泉徴収の実務を担当している方を対象に、日常発生する諸問題を中心に税法通達等を駆使し実践的に行います。(法人税法上の取扱いも含みます)なお「法人税実務講座」「源泉所得税講座基礎コース」を受講なさった方に是非おすすめします。

(受講料—テキスト, 会場費として 1名 1,000円)

簿記講座

52年1月開講 (1月~3月) 1回2時間・10回

本コースは、初歩から簿記を学びたい方々を対象に、日常発生する事例を中心に仕訳, 元帳, 記帳から決算までの経理事務を行えるよう指導をいたします。

(受講料—テキスト, 会場費として 1名 2,000円)

[社] 豊島法人会事務局

東京都豊島区南池袋2-9-16

TEL 981-0034・985-8940

あじと日がいき

一時景気回復の明るい兆が見え始めて居りましたが、この処又色々なことで景気がぐずついて居るようです。一日も早く景気上昇を願う度いものです。

ところで、会報第七号が予定通りやつのこと出来上りました。色々御協力を賜った署の幹部の方々始め、御寄稿賜った方々に厚く御礼申し上げます。出来たものは余り変りばえはしませんが、今後色々努力して漸次衣替えをしていき度いと思えます。今後共よろしく御指導をお願い致します。

十一月は税を知る週間がもたれます。税知識を身につけることは一生のトクにつながることもおろそかに出来ません。お互いにこの機会をのがさず大いに研鑽して参りましょう。

今年寒い冬になりそうです。お互いに風邪に注意し前進して参りましょう。

発行 社団法人 豊島法人会

豊島区南池袋二の九の十六
電話(03)九八五八九四〇
(九八一)〇〇三四〇

発行人 今井 剛

編集人 広業委員会

印刷所 星光印刷株式会社